学校いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応について （フロー図）

令 和 ５ 年 １ ０ 月
青 ヶ 島 小 中 学 校
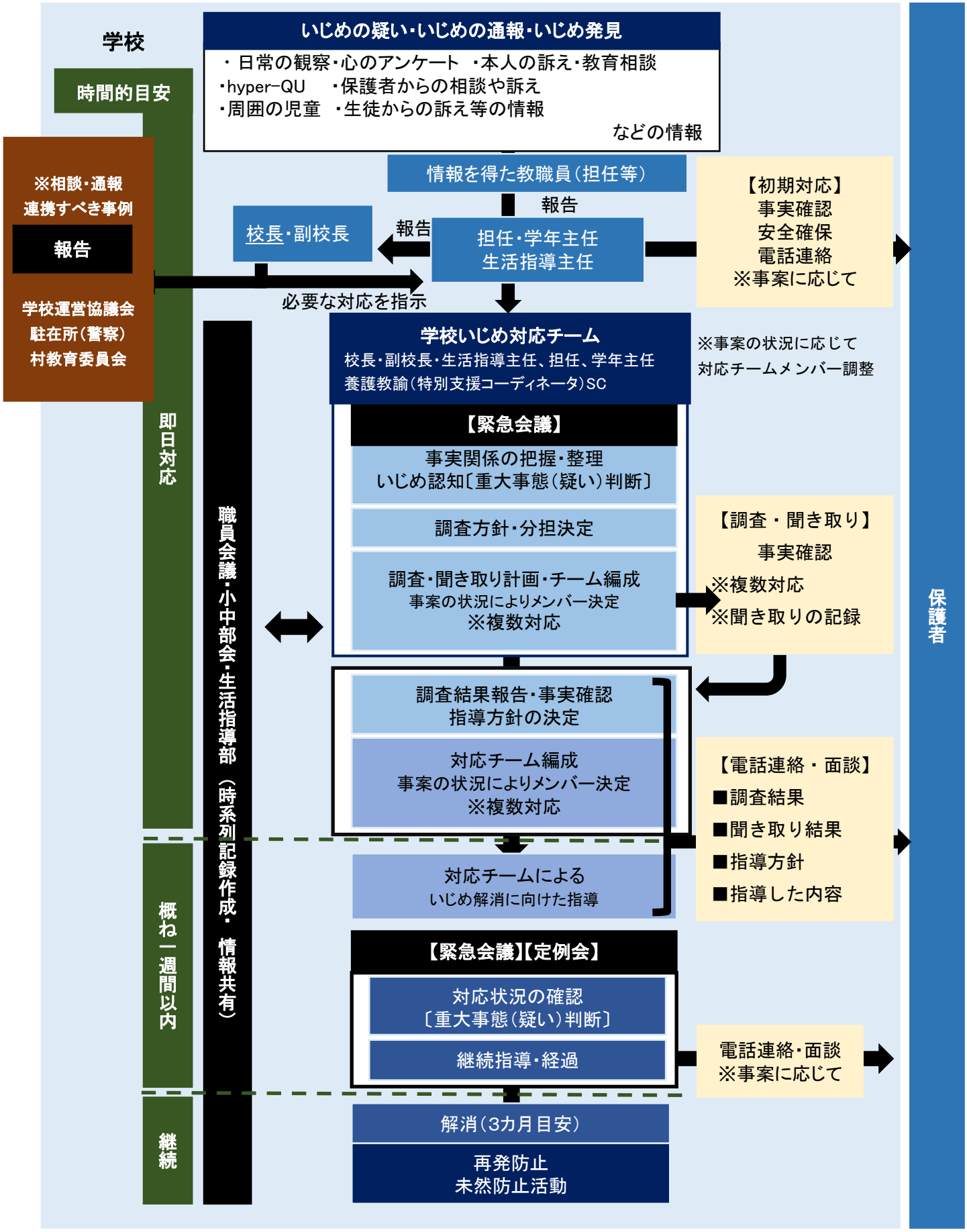
・いじめの疑いなどの情報を得たら、生活指導主任は、学校いじめ対応チーム緊急会議を開催する。
・緊急会議において、校長は、いじめ認知、重大事態（疑い）の判断、調査方針、役割分担、指導方針などを決定する
・緊急会議で決定した方針をもとに、生活指導主任が中心となり、教員は組織的に対応する。